

4 国民年金事業

わが国の国民年金制度は、昭和36年4月の発足から54年が経過しました。その間には、昭和61年4月に公的年金制度の大改正による基礎年金の導入、平成9年1月の基礎年金番号制の開始など、本格的な国民皆年金制度を確立することができました。

また、加入者の増加に伴い市区町村の役割も重要となりました。被保険者を把握し、適用した者を収納に結びつけていくことが、住民一人ひとりの年金受給権を確保し、制度の基盤を強化することにつながるからです。

平成12年度地方分権一括法により、国と市区町村の役割分担を見直して機関委任事務を廃止、市区町村の事務は法定受託事務及び協力・連携事務となり、平成14年度からは保険料収納に関する事務などが国に移管されました。

そして現在、国民年金制度は大きな転換期を迎えています。少子高齢化が深刻な問題となるなかで、老後の基盤となる年金制度が何十年にもわたって持続可能であるためには、社会経済の変化に柔軟に対応できる制度にすることが不可欠です。このため、平成16年度公的年金制度改正が行われ、現役世代の負担の抑制を図るとともに、老後生活の基本的部分を支える給付水準が確保されるようになりました。

1 適用事務

平成3年4月の改正により、日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、老齢（退職）年金の受給権者を除いて全員が国民年金に加入することとなり、市区町村においても自営業者や学生などの第1号被保険者の適用事務を行ってきました。

平成14年4月からは、厚生年金または共済組合加入者の被扶養配偶者である第3号被保険者の適用は、市町村の事務ではなくなりました。

本市では、市民の年金受給権の確保を図るため、自営業者や学生等の未加入者に対してはダイレクトメールによる個別の加入勧奨を実施しておりました。その他にも、新聞折り込みによる「国民年金特集号」の各戸配布、市内各所での「国民年金パネル展及び年金相談」の開催、各区主催の年金特別相談など各種の方法により国民年金制度の普及推進を図っておりました。

これら「適用促進」及び「広報」活動も、平成14年4月から市区町村の法定受託事務ではなくなり、現在広報活動は協力連携事務として行っています。

20歳到達者への加入勧奨状は年金事務所から送付していますが、本市は協力連携事務として、横浜市の住民基本台帳ネットワークへの全員参加が行われるまで20歳到達者の住民記録情報を提供していました。

本市の平成26年3月31日現在の被保険者数は表1のとおりです。

表1 被保険者数

(平成26年3月31日現在)

種別 区名	第1号 被保険者	任意加入 被保険者	合計	付加年金加入者(再掲)		
				任意	強制	計
鶴見区	37,909	620	38,529	1,394	2	1,396
神奈川区	31,851	537	32,388	1,115	2	1,117
西区	13,507	255	13,762	551	1	552
中区	22,634	426	23,060	722	0	722
南区	30,171	569	30,740	1,138	1	1,139
港南区	27,986	657	28,643	1,310	0	1,310
保土ヶ谷区	28,464	590	29,054	1,131	7	1,138
旭区	32,684	664	33,348	1,517	3	1,520
磯子区	21,033	485	21,518	944	0	944
金沢区	25,580	640	26,220	1,260	1	1,261
港北区	45,711	1,047	46,758	1,957	3	1,960
緑区	23,514	483	23,997	949	4	953
青葉区	40,291	1,121	41,412	1,920	0	1,920
都筑区	27,412	534	27,946	1,163	1	1,164
戸塚区	32,767	782	33,549	1,830	2	1,832
栄区	14,511	423	14,934	747	0	747
泉区	20,183	455	20,638	1,160	2	1,162
瀬谷区	17,886	310	18,196	698	3	701
横浜市計	494,094	10,598	504,692	21,506	32	21,538

2 免除等事務

経済的な理由等で保険料納付が困難な人などについては、適切な免除の適用を実施し、年金受給権の確保に努めてきました。

平成14年7月から半額免除制度が加わり、学生納付特例制度では、対象範囲が夜間部・定時制課程・通信制課程へ拡大され、平成17年度からすべての各種学校（1年以上の課程の在籍者に限る）なども対象となりました。また、平成17年7月には30歳未満の人を対象とした若年者納付猶予制度が施行され、平成18年7月から申請免除制度に新たに3/4免除・1/4免除も追加され、被保険者の所得状況に応じた免除制度になり、対象者の拡大が図られました。

平成26年3月31日現在の免除等適用状況は表2のとおりです。

表2 免除等適用状況

(平成26年3月31日現在)

種別 区名	第1号 被保険者 (任意除く) A	免除者数								免除率 (%) B/A
		法定 免除	全額 免除	3/4 免除	半額 免除	1/4 免除	学生 納付特例	若年者 納付猶予	計B	
鶴見区	37,909	2,471	2,924	355	287	186	3,216	781	10,220	27.0
神奈川区	31,851	1,848	2,670	338	244	138	3,246	700	9,184	28.8
西区	13,507	716	1,363	110	80	69	1,095	284	3,717	27.5
中区	22,634	1,954	2,187	176	131	64	1,614	393	6,519	28.8
南区	30,171	2,595	2,651	271	158	108	2,326	550	8,659	28.7
港南区	27,986	2,008	2,176	248	149	90	3,157	636	8,464	30.2
保土ヶ谷区	28,464	2,239	2,521	362	257	168	3,583	647	9,777	34.3
旭区	32,684	2,712	2,837	544	311	190	3,446	877	10,917	33.4
磯子区	21,033	1,427	2,018	208	172	99	2,111	543	6,578	31.3
金沢区	25,580	1,636	2,139	234	140	55	3,447	710	8,361	32.7
港北区	45,711	2,109	3,294	420	317	189	5,169	882	12,380	27.1
緑区	23,514	1,656	1,951	262	199	70	2,720	605	7,463	31.7
青葉区	40,291	1,593	2,966	314	203	122	6,213	943	12,354	30.7
都筑区	27,412	1,178	1,894	196	130	87	3,927	686	8,098	29.5
戸塚区	32,767	2,254	2,691	399	271	175	3,879	843	10,512	32.1
栄区	14,511	1,113	1,308	226	152	87	1,585	405	4,876	33.6
泉区	20,183	1,748	1,695	311	227	92	2,351	517	6,941	34.4
瀬谷区	17,886	1,878	1,789	334	198	126	1,579	496	6,400	35.8
横浜市計	494,094	33,135	41,074	5,308	3,626	2,115	54,664	11,498	151,420	30.6

3 給付事務

(1) 拠出制の国民年金（基礎年金）

拠出制の国民年金（基礎年金）受給権者数は、制度の成熟や、人口構造の高齢化等のため増加しており、今後もさらに増加するものと見込まれています。

平成 26 年 3 月 31 日現在の拠出制の国民年金受給権者数は表 3 及び表 4 のとおりです。

表 3 拠出制国民年金受給権者数（旧法）

（平成 26 年 3 月 31 日現在）

種別 区名	老齢年金				障害年金	母子年金	遺児年金	寡婦年金	合計
	老齢	通老	5年	小計					
鶴見区	1,215	1,202	37	2,454	50	0	0	0	2,504
神奈川区	1,194	1,172	19	2,385	34	0	0	0	2,419
西区	630	483	9	1,122	19	0	0	0	1,141
中区	904	683	15	1,602	30	0	0	0	1,632
南区	1,347	1,038	21	2,406	56	0	0	0	2,462
港南区	792	1,056	12	1,860	39	0	0	0	1,899
保土ヶ谷区	941	1,164	24	2,129	48	0	0	0	2,177
旭区	1,003	1,439	16	2,458	55	0	0	0	2,513
磯子区	848	882	14	1,744	29	0	1	0	1,774
金沢区	1,009	1,259	18	2,286	43	0	0	0	2,329
港北区	1,410	1,550	34	2,994	55	0	0	0	3,049
緑区	616	720	3	1,339	26	0	0	0	1,365
青葉区	985	1,321	16	2,322	29	0	0	0	2,351
都筑区	584	598	6	1,188	16	0	0	0	1,204
戸塚区	931	1,277	18	2,226	44	0	0	0	2,270
栄区	469	593	7	1,069	18	0	0	0	1,087
泉区	554	725	12	1,291	43	0	0	0	1,334
瀬谷区	517	636	3	1,156	32	0	0	0	1,188
横浜市計	15,949	17,798	284	34,031	666	0	1	0	34,698

表4 拋出制国民年金受給権者数（新法）

（平成26年3月31日現在）

種別 区名	老齡基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金	寡婦年金	合計	死亡一時金
鶴見区	46,138	1,236	409	37	47,820	64
神奈川区	40,025	1,025	297	19	41,366	45
西区	15,360	342	139	3	15,844	14
中区	23,575	656	229	14	24,474	16
南区	40,441	1,079	333	17	41,870	40
港南区	48,981	1,188	302	14	50,485	35
保土ヶ谷区	41,884	1,012	239	23	43,158	43
旭区	56,831	1,270	367	20	58,488	41
磯子区	35,832	837	247	13	36,929	26
金沢区	45,429	1,050	294	11	46,784	34
港北区	52,732	1,301	411	35	54,479	46
緑区	33,177	837	256	14	34,284	24
青葉区	49,182	1,008	427	16	50,633	52
都筑区	26,647	679	321	12	27,659	26
戸塚区	54,555	1,235	436	19	56,245	50
栄区	30,374	673	213	0	31,260	28
泉区	33,735	792	200	5	34,732	41
瀬谷区	26,872	760	190	9	27,831	30
横浜市計	701,770	16,980	5,310	281	724,341	655

(2) 福祉年金等

福祉年金及び無拠出の基礎年金は、国民年金制度の発足時に一定以上の年齢であった者、20歳前に支給事由が発生した者等に経過的又は補完的に支給される年金ですが、その財源の多くは国庫負担でまかなうため、真に年金を必要とする受給権者に支給しようという趣旨から、所得制限や併給制限があります。

また、平成17年4月に、国民年金制度の発展過程において生じた特別の事情により、障害基礎年金等を受給していない障害者を対象とした福祉的措置として、特別障害給付金制度が創設されました。特別障害給付金にも、所得制限や併給制限があります。

平成26年3月31日現在の本市の福祉年金及び無拠出の基礎年金の受給権者数並びに特別障害給付金受給資格者数は、表5のとおりです。

表5 福祉年金及び無拠出の基礎年金受給権者数並びに特別障害給付金受給資格者数(平成26年3月31日現在)

種別 区名	老齢福祉年金	障害基礎年金	遺族基礎年金	特別障害給付金	合計
鶴見区	6	1,486	0	9	1,501
神奈川区	4	1,364	0	13	1,381
西区	0	471	0	5	476
中区	9	955	0	4	968
南区	2	1,303	0	11	1,316
港南区	4	1,486	0	23	1,513
保土ヶ谷区	1	1,703	0	13	1,717
旭区	3	1,986	0	19	2,008
磯子区	7	1,044	0	21	1,072
金沢区	3	1,316	0	20	1,339
港北区	7	1,493	0	19	1,519
緑区	3	1,160	0	18	1,181
青葉区	2	1,162	0	17	1,181
都筑区	2	1,050	0	9	1,061
戸塚区	3	1,710	0	19	1,732
栄区	3	868	0	8	879
泉区	2	1,235	0	9	1,246
瀬谷区	3	1,006	0	3	1,012
横浜市計	64	22,798	0	240	23,102